

■与那国町における住民及び事業者への支援策について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、観光関連事業者等を含めた移動人口の島への制限により、島内における経済活動は制限を余儀なくされており、売上げ及び生産活動は著しく停滞しています。

現在のところ、町内に於いて感染症の発生例は見受けられず、町民皆様におかれましては、町の諸対策にご理解とご協力を頂き、心から感謝申し上げます。

島内における生活及び経済活動を支援するため、生活の下支え、そして雇用の維持、事業の継続を当面最優先に全力で取り組む観点から、緊急対応策として下記により支援策を講じます。

令和2年4月27日 与那国町長 外間守吉

1. 与那国町特別定額給付金（仮称）

与那国町は独自の支援策として、対象を国の基準に沿って町民一人あたり3万円を支給します。

支給時期等については、与那国町において国の給付金が支給された後に時間を要せずに支給を開始していく予定です。

給付額：町民一人につき 3万円

2. 与那国町感染症影響対策緊急支援事業（見舞金）（仮称）

漁家、農家への見舞金の給付について

- (1) 漁家については、昨年一年間において与那国町漁業協同組合へ水揚げのあった組合員に対し、一律5万円の見舞金を給付いたします。

給付額：対象一人につき 5万円

- (2) 農家については、JAの各部会に所属している正組合員に対し、昨年一年間においてJA及び農業生産法人と農畜産物の取引のあった農家に対し、一律5万円の見舞金を給付いたします。

給付額：対象一農家につき 5万円

3. 与那国町感染症影響対策緊急支援事業（協力金）（仮称）

国・県からの自粛要請等により経済的な影響を受けている事業者は基より他の業種で売上が減少している事業者へ緊急支援金を支給いたします。

- (1) 申請方法：昨年分の確定申告を添付の上申請

※追って「協力金支援要綱・要領（仮称）」でお示しいたします。

- (2) 「事業者」の範囲及び支給額については、詳細調整中です。

例：ホテル・旅館・民宿、飲食店、ダイビング、土産品店、体験施設、レンタカー、その他

尚、議会の承認を得た上で追ってお知らせいたします。